

1 基本方針

- 条例の名称
前橋市こども基本条例
- 条例の概要
こどもの権利に関する条例（こどもたちの人権を尊重し、権利を保障するための基本理念や責務などを盛り込んだ条例）
- 施行期日
令和8年4月1日

2 条例検討の経過 ※●は開催月

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
推進本部		●					●					
有識者会議			●				●					
若者会議			●						●			
条例WG			●		●		●	●	●		●	
ワークショップ等					●	●					●●	●
シンポジウム・ タウンミーティング				●	●		●●		●			

3 主な意見（抜粋）

【全体】

- ・本市が目指すべき条例（こどもの権利を保障するための理念的な条例）はどういうものなのか、しっかり示しながら進めてほしい。
- ・こどもが当事者意識をもって主体的に未来を切り開く、そのために社会がどう支えていくか、ということを示す条例になってほしい。
- ・障害を持ったこどもや、声を聴かれにくいこどもたちも、同じこどもとして、条例に盛り込んでほしい。
- ・大人目線だけでなく、こどもの目線でも考えてほしい。
- ・こどもを含め、誰でも分かりやすいものになってほしい。

【総則】

- ・こどもの定義について、18歳未満とするか否か、しっかり検討してほしい。
- ・こどもの出生や性別、家庭環境等といった個別の状況に配慮することも重要である。

【こどもの権利】

- ・こども本人の権利の尊重のみでなく、他者の権利も尊重するという考え方を大切にしたい。
- ・主体性の欠けた大人にならないよう、「こどもだから」と決めつけないでほしい。
- ・意見表明していいということを、もっと言ってもらいたい。

【こどもの権利を保障するための役割】

- ・こども本人の責務も検討すべき。
- ・職場環境の整備も重要だが、労働者の意識向上も重要と考える。
- ・こどもを一人の人として扱って、対話をしてほしい。

【こどもの権利の推進】

- ・意見聴取は、今まで法的なフォローが弱かったことから強調したい。
- ・こどもの視点でこどもの意見を聴くことが大切。
- ・大人にもこどもの権利を知ってほしい。

【その他】

- ・こどもの権利救済機関の設置についても検討が必要と考える。

4 条例素案の構成・イメージ図

前文 条例制定の基本的認識、背景、制定に向けた決意、全般の解釈

総 則

目的 こどもの権利の保障をし、もってこどもの笑顔があふれ、こどもが安心して健やかに成長することができる社会の実現

定義 こども：18歳未満の人とこれらの人と同様に権利を持つことが適当だと認められる人

基本理念 こどもの権利を保障する上での基本的な考え方

- ①差別を受けず、大人と同様、権利の主体として尊重
- ②こどもの最善の利益を考慮
- ③成長と発達に配慮した支援
- ④こどもの意見の表明や参加機会を確保し、意見を尊重

こどもの権利

安心して生きる権利

- ・命が大切にされる。
- ・個性が認められ、一人の人として人格が尊重される。
- ・体と心の健康に配慮され、適切な医療の提供を受けられる。
- ・安全な環境の下で安心して生活を送る。
- ・幸せを追求する。

豊かで健やかに育つ権利

- ・愛情と理解を持って育まれる。
- ・安心できる場所で遊び、体や心を休ませる。
- ・学ぶ。
- ・自然、芸術、文化、スポーツ等に触れ親しんだりする。
- ・夢や希望を持ち、挑戦する。
- ・適切な支援や助言を受ける。

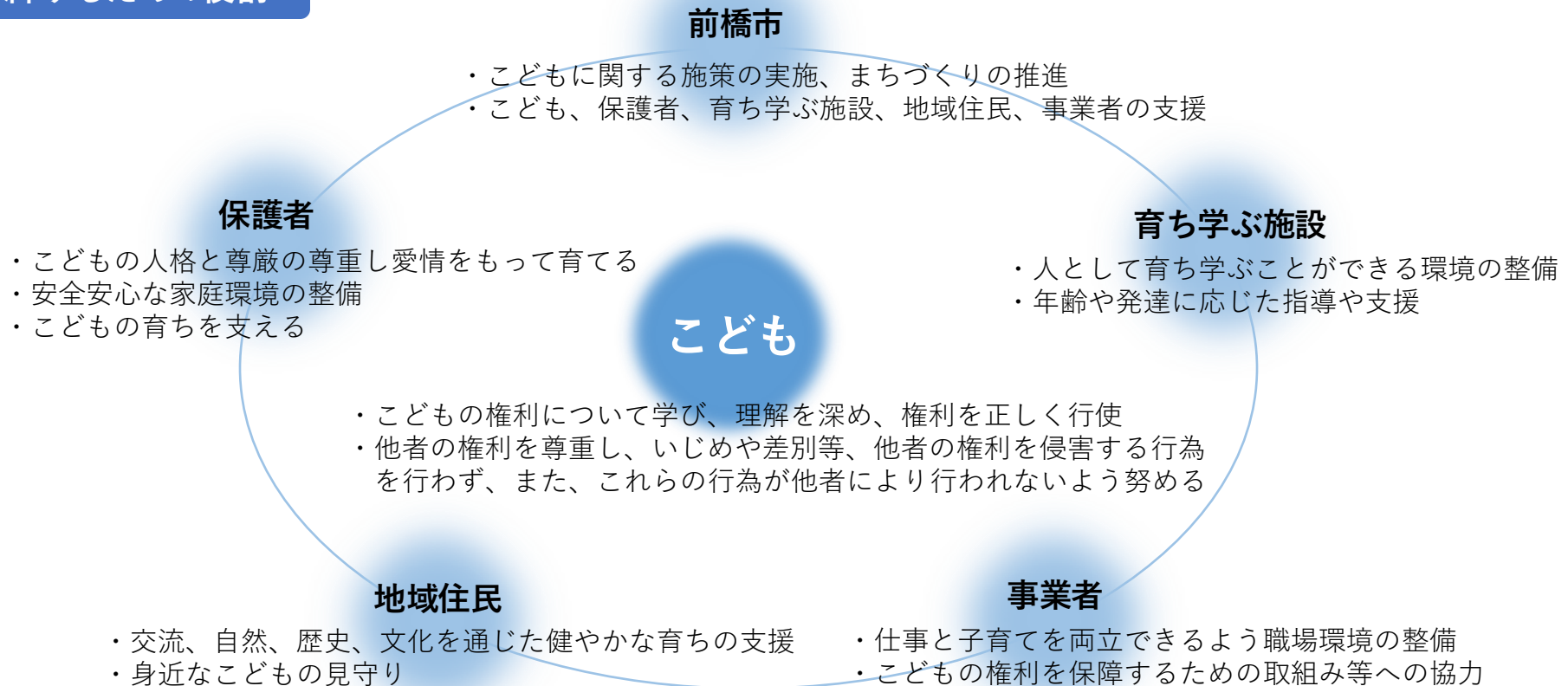
自分を守り、守られる権利

- ・いじめ、体罰、虐待その他体や心に対する暴力を受けない。
- ・他者が利益を得るためにこどもの幸せが奪われない。
- ・犯罪、危険その他有害な環境から守られる。
- ・プライバシーと名誉が守られる。
- ・困っていることを相談し、助けを求める。

意見を表明し、参加する権利

- ・自分の気持ちや意見を表すことができ、それが尊重される。
- ・適切な情報を取得する。
- ・仲間を作り、集まり、活動する。
- ・社会に参加し、意見を表す機会が与えられる。
- ・主体性が尊重される。

こどもの権利を保障するための役割



こどもの権利の推進

こどもの意見表明と参加

- ・こどもに関する施策又は取組の実施に当たり、こどもが情報を取得し、意見を表し、主体的に参画することができるようにするとともに、こどもの年齢及び発達に応じて、こどもの意見を尊重するよう努める。
- ・こどもの意見表明や参加を促進するために、こどもの主体的な活動を奨励し、支援を行うよう努める。

こどもの権利の周知・啓発

- ・こどもの権利とこの条例について、周知・啓発に努める。
- ・市民がこどもの権利について理解と関心を深めることができるよう、前橋市こどもの権利の日を定める。
- ・前橋市こどもの権利の日は、11月20日（国連での条約採択日）とする。

5 他自治体との比較（参考）

自治体名		条例名	規定																				
			です ます 調	前 文	目 的	定 義	基 本 理 念	権 利					責 務							そ の 他			
								生 き る	育 つ	参 加	守 ら れ る	そ の 他	市	保 護 者	施 設	地 域	事 業 者	共 通	こ ど も	意 見 聴 取	周 知	権 利 の 日	救 済 規 定
中 核 市	前橋市	前橋市こども基本条例	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	青森市	青森市子どもの権利条例	●	●	●	●		●	●	●		●		●	●	●					●		●
	横須賀市	横須賀市子どもの権利を守る条例		●	●	●		●	△	●	△	●	●	●	●	●			●	●			
	甲府市	甲府市子ども未来応援条例	●	●	●	●	●						●	●	●	●	●			●	●		●
	松本市	松本市子どもの権利に関する条例	●	●	●	●					●	●	●	●	●				●	●	●	●	
	岐阜市	岐阜市子どもの権利に関する条例	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					
	豊田市	豊田市子ども条例	●	●	●	●		●	●	●		●	●	●	●	●			●	●		●	
	奈良市	奈良市子どもにやさしいまちづくり条例	●	●	●	●							●	●	●	●	●			●			
	尼崎市	尼崎市子どもの育ち支援条例	●	●	●	●	●						●	●	●	●	●						●

こども基本条例における「こどもの権利救済規定」について（検討継続）

1 経過

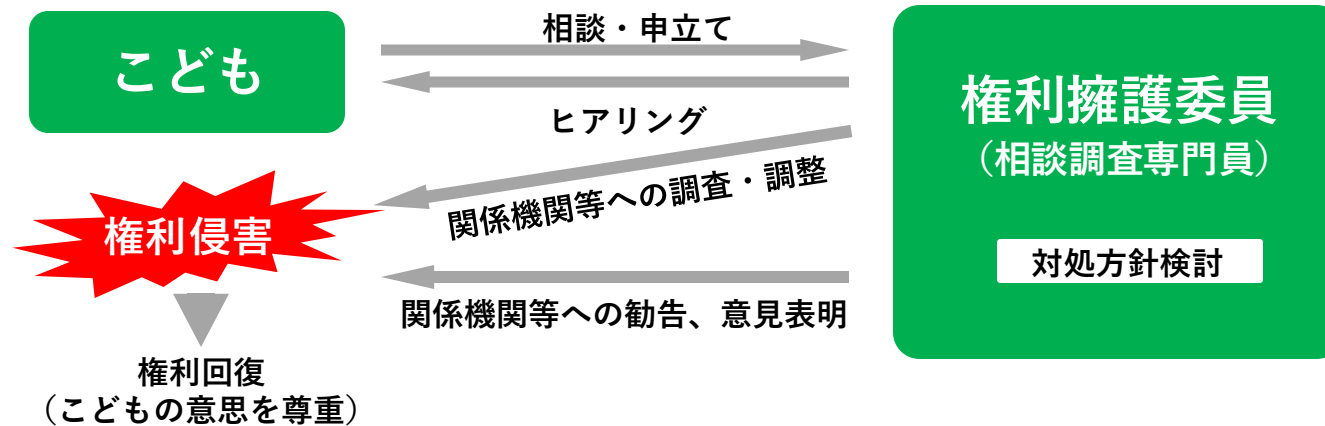
● 有識者会議での意見、日本弁護士会からの意見書

第2回こどものまち前橋有識者会議で委員から、虐待やいじめなど、様々なこどもの権利侵害の実態を踏まえ、こどもの権利に関する相談や権利の救済を行う機関の設置を条例で規定すべきとの意見が出された。同様の内容の意見書が、日本弁護士連合会から出された。

● こどもからの意見

こども計画策定のために実施した意識調査（アンケート）で、様々な悩み事を気軽に相談できる場所の設置や相談への真摯な対応を求める意見が出された。

2 権利救済の流れ



3 検討状況

- ・組織や既存業務の見直し、予算等様々な課題があり、更なる検討を要する。
- ・まずは、既存の相談窓口の周知や相談しやすい環境整備等を行う。

今後のスケジュール（案）

